

要望書「会計年度任用職員制度を見直してください」に対する回答がありました。

2021年11月26日付け（11月28日送付）に後藤茂之厚生労働大臣に提出した要望書（全文は、11月のアーカイブをご覧ください）の回答を、2022年1月21日に電話で確認し、以下の回答を得ました。

【質問及び要望事項要旨】

（質問）

1. 会計年度任用職員制度移行時の不利益変更への対応について

（1）一部であっても、制度の趣旨に沿っていない運用が見られた自治体について、その後の是正状況について、国として把握されているのかをご教示ください。

（2）はむねっとの調査からは、「年収も月収も減ったと回答しているのは118名(14.4%)」。このような「年収も月収も減った」という待遇面の変化は、制度の趣旨に沿った運用なのかどうか、国のご見解をお聞かせください。

（3）会計年度任用職員制度の施行に伴う期末手当の支給等に要する経費について、地方交付税措置を講ずることとされていましたが、令和2年度における執行額及び執行率を教えてください。

（要望）

2. 会計年度任用職員制度の制度設計がもたらす課題の把握と改善について

（1）継続して必要とされる職について、会計年度で任用を限るのではなく、一般の労働法制にある「無期転換権」の導入などの、制度設計を検討してください。

（2）はむねっとの調査では、会計年度任用職員の女性ではフルタイムでも約4割が年収200万円に満たないことがわかっています。約8割は250万円未満です。正規職員と非正規公務員の給与等の均等待遇を検討してください。

【厚生労働省人事課の回答】

要望書は11月30日に収受し、人事課にも同日に到着している。人事課の回答は、次の通りです。

1. そもそも、会計年度任用職員制度は、総務省の所管なので、厚生労働省で取り扱う部局はなく、回答が難しい。
2. 会計年度任用職員制度についての要望であるため、厚生労働省ではお答えできない。
3. 会計年度任用職員は自治体職員なので、そちらも所管は総務省です。
4. 個別の事例については、労働基準監督署で対応することもありうるので、その場合はご相談ください。